

「勤務場所を離れての研修」 制度を活用し、大いに学び、 有意義な長期休業としましょう。

「自宅研修」も
承認されます

一般的に「自宅研修」とか「宅研」と呼ばれた制度ですが、教育公務員特例法第22条(制定時は20条)では、「勤務場所

を離れての研修」と規定されています。これには本属長(校長)の承認が必要ことから、教委や校長は「承認研修」と呼ばれましたが、制度が変わったわけではありません。

現に府教委通達でも「自宅における研修」の承認を明記していますから、当然「自宅研修」は存在します。

「私は承認しません」は通用しない

府教委通達でも、研修内容は「特例法の趣旨に沿った必要かつ相当と認められる研修」とされ、「個人で行う自主研修」「自主的な研究会」等を含むことが明記されています。また、大教組の間でも「その内容は幅広いものである」ことが確認されています。

従って「研修届」で分類される「教科指導」「校務分掌」「その他(教員としての教養を深めるもの)」に合致する

内容であれば、校長は承認しなければなりません。「承認・不承認といった校長裁量による判断」が行われてはならないことも確認されています。

勤務労働条件は労働使の協議事項です

手続きに必要な書類(計画書・承認願・報告書)については、地教委

または校長会と職員団体(泉北教組など)が協議した書式を参考に、各学校が決定しています。

「研修権」の問題は、勤務労働条件に関わる問題ですから、労使の協議事項となります。

この確認に反する問題が生じたら、泉北教組までご連絡ください。



教育公務員特例法(教特法) 抜粋

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任免権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

「いじめ防止法」成立の経緯

6月21日に自民・公明・民主・維新・みんな・生活の6党によって「いじめ防止対策推進法」が成立しました。この法案は「いじめ」を規制、管理、取り締まりといった押さえつけによって「防止」しようとする内容で、子どもたちの成長・発達に信頼を寄せ、ともに問題に向き合っていこうという視点が抜け落ちていました。

自由法曹団からも 抗議の声明

教育現場だけではなく、自由法曹団からも抗議の声が上がっています。「いじめを解決するためには一番大切なことは、子どもたちが学校や家庭において自分が尊重されているという自己肯定感を持つことである。」として、子どもたちの成長発達要求に応える教育環境整備、

教員が時間的・精神的ゆとりを持つことなどが不可欠であるにもかかわらず、この法案ではそういったことに全く触れていない。また、上から押さえつける対応では「いじめ」が潜在化する危険性があり、実効性は極めて疑問であるとしています。

教育現場不在の 拙速な成立

法案の成立に際し、子どもと教育にかかわる法律であるにもかかわらず、教育関係者や福祉関係者への意見聴取も一切なく、わずか4時間の審議での強行採決だったとのこと。このような一方的に作られた法律で教育の現場が縛られていくことに不安を感じずにはいられません。

